

資本関係等のある者の同一入札への参加制限について

平成 18 年 11 月 1 日
総務第 676 号

〔沿革〕平成 19 年 5 月 28 日総務第 202 号一部改正、平成 21 年 5 月 29 日総務第 212 号一部改正、平成 29 年 1 月 16 日総務第 149 号一部改正、平成 30 年 11 月 21 日総務第 132 号一部改正、令和 3 年 12 月 20 日出総第 259 号一部改正

1 実施事項

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（組合（共同企業体を含む。2(3)において同じ。）にあってはその構成員）の同一入札への参加は認めないこととする。

同一入札に参加する複数の者の関係が 2 の基準に該当する場合は、4 のとおりに取り扱うものとする。

2 基準

以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(ア) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(イ) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ロ) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(ハ) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であつて、アからエまでに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札説明書への記載

基準に該当する者は同一工事の入札に参加することができない旨を、入札説明書に記載することとし、入札参加者に入札に関する条件として明示するものとする。

4 基準に該当する場合の取扱い

基準に該当する者から入札参加申請があった場合は、その全者の入札参加を認めないものとする。

また、事後審査において、基準に該当する事実が判明した場合は、入札に関する条件に違反した入札として、入札心得に基づき無効として取り扱うものとする。

ただし、入札参加資格の基本事項の確認を受けた後に基準に該当する事実が生じた場合において、入札執行の完了に至るまでに、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者のした入札は無効とはならないものとする。

5 基準該当の確認等

県営建設工事競争入札参加資格審査を受けようとする者は、県営建設工事競争入札参加資格審査申請書提出時に、「資本関係・人的関係に関する届出書」（別紙様式 1）を提出するものとする。

届出書の提出以後に資本関係や人的関係に変更を生じた場合は、変更となった原因を生じた日から 2 週間以内に「資本関係・人的関係に関する変更届出書」（別紙様式 2）を提出するものとする。

なお、届出書の内容について疑義が生じた場合には、事実確認を行うための追加資料の提出を求めることがある。

また、届出書類に虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載をしなかった場合には、競争入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には資格の取消し又は指名停止等の措置を行うことがある。

6 入札参加予定者間の連絡

入札参加予定者の関係が基準に該当する場合で、本件取扱いを遵守する目的で辞退する者を

決めるために当事者間で連絡を取ることは、入札心得に定める「公正な入札の確保」の規定に抵触するものではないものとし、この取扱いを入札説明書に明記するものとする。

附 則

本取扱いは、平成 19 年 6 月 1 日以降に 3 に規定する明示を行った工事から適用するものとする。

附 則（平成 19 年 5 月 28 日付け総務第 202 号）

本取扱いは、平成 19 年 7 月 1 日以降に 3 に規定する明示を行った工事から適用するものとする。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日付け総務第 212 号）

本取扱いは、平成 21 年 6 月 1 日以降に 3 に規定する明示を行った工事から適用するものとする。

附 則（平成 29 年 1 月 16 日付け総務第 149 号）

本取扱いは、平成 29 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用するものとする。

附 則（平成 30 年 11 月 21 日付け総務第 132 号）

本取扱いは、平成 31 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用するものとする。

附 則（令和 3 年 12 月 20 日付け出総第 259 号）

- 1 本取扱いは、令和 4 年 2 月 1 日から適用するものとする。
- 2 本取扱いに定める様式は、本取扱いの適用の日以後に提出する届出書について適用し、同日前に提出した届出書については、なお従前の例による。
- 3 本取扱いによる改正前の取扱いに規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

資本関係・人的関係に関する届出書

年 月 日

岩手県知事 様

所 在 地
 商号又は名称
 代表者職・氏名
 (建設業許可番号 ー)

届出事務担当者	
商号又は名称	
職 ・ 氏 名	
電 話 番 号	

このことについて、下記のとおり届出をします。

記

1 資本関係に関する事項 **該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○)**

(1) 親会社等 (会社法第 2 条第 4 号の 2 の規定によるもの)

(その 1)

建設業許可番号	ー	本店電話番号	
商号又は名称			
本店所在地			

(その 2)

建設業許可番号	ー	本店電話番号	
商号又は名称			
本店所在地			

(2) 子会社等 (会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定によるもの) のうち、建設業許可を有している子会社等

建設業許可番号	商号又は名称
ー	
ー	
ー	

2 人的関係に関する事項 **該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○)**

役 職	氏 名	建設業許可番号	兼任先の商号又は名称	兼任先役職
		ー		
		ー		
		ー		

資本関係・人的関係に関する変更届出書

年 月 日

岩手県知事 様

所 在 地
 商号又は名称
 代表者職・氏名
 (建設業許可番号 ー)

届出事務担当者	
商号又は名称	
職 ・ 氏 名	
電 話 番 号	

このことについて、下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 資本関係

変更前	変更後	変更年月日

2 人的関係

変更前	変更後	変更年月日